

吸収合併に係る事後開示書面

2023年 4月 3日

杏林製薬株式会社
代表取締役 荻原 豊

当社は、2022年5月11日付けで（旧）杏林製薬株式会社（以下「（旧）杏林製薬」といいます。）との間で締結した吸収合併契約（以下「本件合併」といいます。）に基づき、2023年4月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、（旧）杏林製薬を吸収合併消滅会社とする吸収合併を行いました。本件合併に関し会社法第800条第1項及び会社法施行規則第200条に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 効力発生日

2023年 4月 1日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過

(1)株主の差止請求（会社法第784条の2）

（旧）杏林製薬が発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの差止請求について、該当事項はありません。

(2)反対株主の株式買取請求（会社法第785条）

（旧）杏林製薬が発行する全株式を当社が保有しているため、株主からの株式買取請求について、該当事項はありません。

(3)新株予約権買取請求（会社法第787条）

（旧）杏林製薬は、新株予約権を発行していなかったため、該当事項はありません。

(4)債権者の異議（会社法第789条）

（旧）杏林製薬は、会社法第789条第2項および第3項の規定に基づき、債権者に対し、2022年12月2日の官報及び同日付けの日本経済新聞において公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過

(1)株主の差止請求（会社法第796条の2）

本合併は、会社法第796条第2項の規定に基づく簡易合併であるため、該当事項はありません。

(2)反対株主の株式買取請求（会社法第797条）

当社は、会社法第797条第3項および同条第4項の規定に基づき、2022年12月2日付けの日本経済新聞において株主に対し、株式買取請求の公告を行いました。株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3)債権者の異議（会社法第799条）

当社は、会社法第799条第2項および第3項の規定に基づき、債権者に対し、2022年12月2日の官報及び同日付けの日本経済新聞において本件吸収合併に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限までに異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項

当社は、本件吸収合併の効力発生日をもって、（旧）杏林製薬から、その資産・負債およびその他の権利義務一切を承継しました。

5. 吸収合併消滅会社の事前開示書面

吸収合併消滅会社である（旧）杏林製薬の事前開示書面は、別添のとおりです。

6. 変更登記日

本件吸収合併による当社の変更登記申請および（旧）杏林製薬の解散登記申請は、2023年4月3日に行う予定です。

7. 上記のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

2022年12月1日

杏林製薬株式会社
代表取締役 荻原 茂

当社は、2022年5月11日付けでキョーリン製薬ホールディングス株式会社（以下「キョーリン製薬ホールディングス」といいます。）との間で、2023年4月1日を効力発生日として、キョーリン製薬ホールディングスを吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件合併」といいます。）に係る吸収合併契約を締結しました。本件合併に関し会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 吸収合併契約

別紙1のとおり、2022年5月11日付けで吸収合併契約を締結しました。

2. 合併対価の相当性に関する事項

本件合併は完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項

本件合併は完全親子会社間の合併につき、合併対価の交付はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項

当社は新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項

吸収合併存続会社であるキョーリン製薬ホールディングスの最終事業年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）に係る計算書類等（事業報告書及び監査報告書を含む）は別紙2のとおりです。なお、当社及び存続会社ともに、重要な後発事象は生じておりません。

6. 合併後の債務の履行の見込みに関する事項

本件合併後の存続会社の資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本件合併の効力発生日以降の存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況についても、当社の債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本件合併後における当社の債務について、履行の見込みがあると判断いたします。

以上



吸収合併契約書

キョーリン製薬ホールディングス株式会社（以下「甲」という。）及び杏林製薬株式会社（以下「乙」という。）は、両社間の合併（以下「本合併」という。）に関し、次のとおり吸収合併契約（以下「本合併契約」という。）を締結する。

第1条（本合併）

甲及び乙は、本合併契約の定めるところに従い、本効力発生日（第3条に定義する。）において、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として吸収合併する。

第2条（合併当事会社の商号及び住所）

本合併における吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は次のとおりである。

- ① 吸収合併存続会社（甲）：
商号：キョーリン製薬ホールディングス株式会社
住所：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
- ② 吸収合併消滅会社（乙）：
商号：杏林製薬株式会社
住所：東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地

第3条（本合併の効力発生日）

本合併が効力を生ずる日（以下「本効力発生日」という。）は、2023年4月1日とする。但し、本合併の事務上の必要性その他の事由により必要な場合には、会社法第790条の規定に基づき、甲及び乙が協議し合意の上、これを変更することができる。

第4条（本合併の対価）

甲は、乙の株主に対し、本合併に際して、株式、金銭等の対価の交付を行わない。

第5条（資本金及び準備金の額に関する事項）

本合併により甲の資本金及び準備金の額はいずれも増加しない。

第6条（株主総会）

1. 甲は、会社法第796条第2項に基づき、本合併契約について同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。但し、法令の定めにより株主総会の決議による承認を得なければならないときはこの限りではない。
2. 乙は、会社法第784条第1項に基づき、本合併契約について同法第783条第1項に定め

る株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第7条（本合併契約の変更及び解除）

本合併契約締結後、本効力発生日までの間において、甲又は乙の財産又は経営状態に重大な変動が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じた場合その他本合併契約の目的の達成が著しく困難となった場合には、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併契約に規定する条件を変更し、又は本合併契約を解除することができる。

第8条（本合併に係る許認可等）

本合併の実施に必要となる関係官庁の承認又は許認可等が本効力発生日の前日までに得られない場合、本合併契約は当然に効力を失うものとする。

第9条（準拠法）

本合併契約は日本法に準拠し、これに従って解釈される。また、本合併契約に起因し又は関連する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

本合併契約に定めのない事項その他本合併に関し必要な事項は、本合併契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

（以下余白）

本合併契約締結の証として本書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2022年5月11日

甲： 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
キョーリン製薬ホールディングス株式会社
代表取締役社長 荻原 豊



乙： 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地
杏林製薬株式会社
代表取締役社長 荻原 茂



(添付書類)

事業報告

(自 2021年4月1日)
(至 2022年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当社グループは、当連結会計年度の期首より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しました。このため、比較対象となる前連結会計年度の収益認識基準が異なることから、当連結会計年度の経営成績については、前連結会計年度と比較しての増減額及び前期比（％）は記載せず説明しております。なお「収益認識に関する会計基準」等の適用による営業利益及び経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益への影響はありません。

当期における国内医薬品業界は、薬価制度改革の基本方針に沿って実施された薬価改定等の薬剤費抑制策及び新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制等の影響を受け、国内医療用医薬品市場は1桁台前半の成長率で推移しました。

このような環境のなか、当社グループは長期ビジョン「HOPE100」の実現に向けて、中期経営計画「HOPE 100 - ステージ3 - (2020年度～2023年度)」のもと、2022年3月期は経営方針に「オリジナリティーの追求に向けた"見極め"」を掲げ、新薬群の成長加速、開発パイプラインの拡充、創薬のスピード向上、コスト競争力の向上に積極的に取り組み、成長トレンドへの転換に邁進しました。

当連結会計年度は、薬価改定（杏林製薬株6％台）及び新型コロナウイルス感染症の影響により、当社グループが重点領域とする呼吸器科・耳鼻科等の医療用医薬品市場がマイナス成長となりました。そのようななか、売上面では、効率的な製品普及に努めたことにより新薬群が伸長するとともに、一部のジェネリック医薬品企業の品質問題に端を発した製品の供給不安の影響によって主要な長期収載品の売り上げが増加したものの、導出品の売り上げ及び導出品に関わる一時金の減少等により、新医薬品等（国内）は前期に対して横ばいとなりました。他方、後発医薬品の売り上げは増加し、全体の売り上げは1,055億34百万円（前期は1,029億04百万円）となり、前期を上回る実績となりました。

売り上げは前期を上回ったものの、利益面では、薬価改定等の影響による原価率上昇により、売上総利益は494億41百万円（前期は516億27百万円）と前期に対して減少しました。

他方、販売費及び一般管理費は、選択的P2X3受容体拮抗薬／咳嗽治療薬「リフヌア錠45mg（一般名：ゲーファピキサントクエン酸塩）」の導入に関わる契約一時金を計上したものの、コスト削減等により、444億33百万円（前期は458億41百万円）と前期に対して減少しました（内、研究開発費：88億97百万円、前期は97億03百万円）。これらの結果、営業利益は50億07百万円（前期は57億86百万円）、経常利益は55億69百万円（前期は64億47百万円）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は39億32百万円（前期は61億30百万円）となりました。

なお前期は、国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）から借入れておりました長期借入金に対する返済義務の一部免除による債務免除益10億73百万円などを特別利益に計上しています。

売上高の状況につきましては、以下のとおりです。

〔新医薬品等（国内）〕

継続的に実施される薬剤費抑制策により、国内医療用医薬品事業を取り巻く環境は一層厳しさを増しています。この急速な環境変化に対応すべく、杏林製薬(株)はFC（フランチャイズカスタマー）戦略を推進するとともに、ソリューション提供型営業活動（課題解決策の提案）への変貌を現中期経営計画の重点戦略に掲げ、事業を展開しています。当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス感染症の流行が継続するなか、各医療機関の意向に沿ってMRによる訪問面談の自粛等を行う一方、従来への訪問による面談に加えてデジタルチャネルを活用した情報提供を複合的に行うことで営業力の補完・強化を図り、新薬群の成長加速に取り組みました。その結果、主力製品である過活動膀胱治療剤「ベオーバ」、持続性選択H1受容体拮抗剤／アレルギー性疾患治療剤「デザレックス」、ニューキノロン系抗菌剤「ラスビック」の売り上げが伸長しました。2021年4月に新発売した間質性膀胱炎治療剤「ジムソ膀胱内注射液50%」については、泌尿器科専門医を中心に情報提供活動を行い市場への浸透を図りました。

また一部のジェネリック医薬品企業の品質問題に端を発した製品の供給不安の影響によって、潰瘍性大腸炎・クローン病治療剤「ペンタサ」、気道粘液調整・粘膜正常化剤「ムコダイン」等の売り上げが増加しました。

なお杏林製薬(株)は、MSD(株)と日本国内におけるコ・プロモーション契約を締結した新型コロナウイルス感染症に対する経口の抗ウイルス剤「ラゲブリオカプセル200mg（一般名：モルヌピラビル）」について、2022年1月より両社でコ・プロモーションを開始しました。

診断事業に関わる取り組みとしては、研究用試薬「GeneSoC PCR前処理キット」を2021年7月に、遺伝子解析装置「GeneSoC mini」を同年11月に発売しました。また、新型コロ

ナウウイルス核酸検出キット「GeneSoC SARS-CoV-2 N2検出キット」の製造販売承認を2022年3月に取得し、同年4月に発売しました。今後とも新型コロナウイルス感染症の診断におけるPCR検査の時間短縮等、検査体制の充実に向け、より一層の貢献を目指します。

以上の結果、新医薬品等（国内）の売上高は697億25百万円（前期は697億35百万円）となりました。

〔新医薬品（海外）〕

製品の導出に係わる一時金の受領等により売上高は10億33百万円（前期は9億96百万円）となりました。

〔後発医薬品〕

キブレスのオーソライズド・ジェネリック等の実績が前期を上回るとともに、2021年6月及び同年12月に発売した追補収載品の売り上げが寄与し、売上高は347億75百万円（前期は321億72百万円）となりました。

昨今、ジェネリック医薬品について品質や安定供給をめぐる問題が相次ぐなか、当社グループでは杏林製薬(株)、キョーリンリメディオ(株)及びキョーリン製薬グループ工場(株)の全ての子会社が一丸となって、GMP*などの法令遵守の徹底を図るとともに、品質管理体制のより一層の強化に努めました。新医薬品、ジェネリック医薬品ともに医療用医薬品に関わる製造・品質管理につきましては、今後とも信頼性の確保に最大限注力し、高品質で安心・安全な製品の提供を推進します。

*：医薬品等の製造管理及び品質管理の基準

生産部門の取り組みとしては、当社連結子会社であるキョーリン製薬グループ工場(株)が新工場として、高岡工場（富山県高岡市）の建設を決定しました。同社は中期経営計画の重点戦略にコスト競争力の向上を掲げ、新医薬品・ジェネリック医薬品の安定供給と低コストを実現する製造体制の構築に取り組んでいます。この度、医薬品の生産数量の拡大に伴い、キョーリン製薬グループ工場(株)全体として製品供給能力の強化が必要となったことから、新たに高岡工場を建設することにいたしました。今後は、2024年4月（予定）の稼働に向け、工場建設を着実に推し進めます。

2021年11月29日に発生した杏林製薬(株)西日本配送センター（(株)日立物流西日本 舞洲営業所）における火災による影響については、杏林製薬(株)及びキョーリンリメディオ(株)による製品保管体制が機能し、製品供給に大きな影響は生じておりません。また当連結会計年度の業績への影響につきましても軽微でした。

当社グループの中核事業における研究開発の状況は、以下のとおりです。

未だ数多く存在するアンメット・メディカル・ニーズに応え、世界の人々の健康に貢献する新薬を継続的に創出し、普及させることが新薬メーカーの使命だと考えています。杏林製薬(株)は、自社創薬に国内外の製薬企業、アカデミア、ベンチャー企業とのオープンイノベーションを加えることで、創薬プラットフォームの活性化を進めるとともに、核酸等の新技術の応用・育成に取り組みました。また外部創薬テーマの積極的な探索・導入の検討を行い、ファースト・イン・クラス創薬に向けた活動を展開しました。

当連結会計年度における国内外開発の状況としては、杏林製薬(株)が2021年1月に製造販売承認を取得した「ジムソ膀胱内注入液50%」について、杏林製薬(株)が同年4月に販売を開始いたしました。また重症化リスクを有するライノウイルス感染症治療薬「開発コード：KRP-A218」について、同年4月より健康成人を対象とする第Ⅰ相臨床試験を英国で開始しました。前立腺肥大症治療薬「開発コード：AKP-009」につきましても、導入元のあすか製薬(株)が前期第Ⅱ相臨床試験の結果を踏まえ、本剤の最大効果を確認するために、より高用量での検討が必要と考え、同年9月に追加の第Ⅰ相臨床試験を開始しました。さらに、杏林製薬(株)が日本国内における独占的販売権を取得していた「リフヌア錠45mg」について、導入元であるMSD(株)が2022年1月に製造販売承認を取得し、杏林製薬(株)が4月に販売を開始しました。

創薬研究としましては、杏林製薬(株)がLumen社（ルーメン、本社：米国）とスピルリナ遺伝子組み換え技術に関する共同研究契約を2022年3月に締結しました。杏林製薬(株)は同社との共同研究により、重点研究領域において経口投与で安全性の高いバイオ医薬品の開発候補品の取得を目指します。

導出品の状況としては、「FPR2 作動薬プログラム」について、導出先であるブリストル・マイヤーズスクイブ社（本社：米国）が開発戦略上の視点を踏まえ開発中止を決定したため、2022年2月に同社に付与している開発権等について返還を受けることになりました。

以上の結果、研究開発費は88億97百万円（前期は97億03百万円）となりました。

なお2020年8月にOtonomy社（オトノミー、本社：米国）とライセンス契約を締結していた感音難聴を対象とする新規開発候補化合物について、同社が開発中止を決定したため、この度、供与していた開発、製造及び販売権の返還を受けることになりました。

(2) 対処すべき課題

当社グループは、中核子会社である杏林製薬(株)の創業100周年に当たる2023年を見据えた長期ビジョン「HOPE100」を策定し、対象期間（2010年度～2023年度）を3つのステージに分け、2020年度より長期ビジョンの総仕上げとして中期経営計画「HOPE100－ステージ3－（2020年度～2023年度）」を推進しています。

医療用医薬品事業を取り巻く外部環境は、医療費・薬剤費抑制策のさらなる強化、新薬の創出難易度の高まり、情報提供活動の変化とチャネルの多様化、新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制など、急速な変化により、一層厳しさを増しています。他方、当社グループの内部環境としましては、成長ドライバーとして期待する新薬群が予定通り上市されたことに加え、2022年度は主力製品の限定出荷（出荷調整）解除や新たな製品を上市する等、成長期を迎えたものと捉えています。また将来を見据え育成に取り組む診断事業等の新たな事業が芽吹きつつあります。このような状況下において、中期経営計画「HOPE100－ステージ3－」では、ステートメントとして「オリジナリティーの追求による成長トレンドの実現」を掲げ、長期ビジョン達成に向けて、5つの事業戦略と組織化戦略を推進し、成果目標の達成に邁進しています。

①キョーリン製薬グループの目指す具体的な姿（Vision）

革新的新薬の創製で世界に認められる企業を目指すために、新薬事業、ジェネリック医薬品事業、感染関連事業（感染症の予防・診断・治療）を複合的に展開し、人々の健康を幅広く応援する企業を実現します。

②事業戦略（Strategy）

- (a)ソリューション提供型への変貌と新薬群の成長加速
- (b)中期的な成長を支える、パイプラインの拡充
- (c)革新的新薬の創製を実現する、創薬力の強化
- (d)コスト競争力の向上
- (e)海外収益の拡大

③組織化戦略（Organization）

当社グループは、長期ビジョンにおいて、社員を大切にし人と組織を活力化することを、事業戦略として遂行し、また成果を具現するための最重要課題として位置付けています。

「ステージ3」におきましても、社員にとって「働きがいNo. 1企業」の実現を目指し、

人材マネジメントの基本方針のもと、働き方改革を推進するとともに、次世代の人材育成・獲得の強化に取り組みます。

④目標とする経営指標（Performance）

(a)数値目標（連結ベース）

成長性：「売上高」年平均成長率＋5%以上

収益性：「研究開発費控除前 営業利益（営業利益＋研究開発費）」対売上高20%以上

(b)資本政策と株主還元

資本政策としましては、健全な財務基盤を維持しつつ成長投資と株主還元を通じて、資本効率の向上を図ることを基本方針とします。株主還元につきましては、DOE（株主資本配当率）を勘案して、安定した配当を目指します。

[中期経営計画「HOPE100－ステージ3－」の進捗と2022年度(2023年3月期)の取り組み]

中期経営計画「HOPE100－ステージ3－（2020～2023年度）」の2年目となる2021年度は、経営方針に「オリジナリティーの追求に向けた"見極め"」を掲げ、4つの重点項目として、①新薬群の成長加速、②開発パイプラインの拡充、③創薬スピード向上、④コスト競争力の向上に取り組み、成長トレンドへの転換を目指しました。

新薬群の成長加速では、主力製品である「フルティフォーム」の普及の最大化とともに、「デザレックス」、「ラスビック」の早期の市場浸透に注力しました。当該年度は、薬価改定等の薬剤費抑制策及び新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制の影響により、当社グループが重点領域とする呼吸器科、耳鼻科等の医療用医薬品市場がマイナス成長で推移したものの、効率的な製品の普及促進に努めたことにより新薬群が伸長し新医薬品等（国内）は前期に対して横ばいとなりました。2022年度は、コロナ禍でのMR活動について、従来の訪問による面談に加えてデジタルチャネルを活用した情報提供活動を複合的かつ積極的に行い、新薬群4製品の成長加速に最大限、注力いたします。

開発パイプラインの拡充では、間質性肺疾患治療薬「開発コード：KRP-R120」の第Ⅰ相臨床試験入り、「ジムソ膀胱内注入液50%」の新発売など、開発パイプラインの確実な相移行を達成できました。さらに日本国内における独占的販売権を取得した「リフヌア錠45mg」について、導入元であるMSD(株)が製造販売承認を取得し、杏林製薬(株)が2022年4月より販売を開始しました。他方、「FPR2作動薬プログラム」については、導出先であるブリストル・マイヤーズスクイブ社（本社：米国）が開発戦略上の視点から開発中止を決定したため、

同社に付与していた開発権等の返還を受けることになりました。2022年度は、「FPR2 作動薬プログラム」の新たな導出先の探索に向けた活動を検討するとともに、積極的なパートナーリング活動を推進し、開発パイプラインの拡充に取り組みます。

創薬プロジェクトの拡充では、わたらせ創薬センターとActivX社の連携による自社創薬に国内外の製薬企業、アカデミア、ベンチャー企業とのオープンイノベーションを加えることで、創薬プラットフォームの活性化を進めるとともに、核酸等の新技術の応用・育成に取り組みました。また、ルーメン社（本社：米国）とスピルリナ遺伝子組み換え技術に関する共同研究契約を締結しました。2022年度は、同社との共同研究により、重点領域において経口投与で安全性の高いバイオ医薬品の開発候補品の取得を目指します。今後も創薬テーマの選択と集中を進めるとともに、線維症研究及びキナーゼ研究における重層的なプログラム開発、外部創薬テーマの積極的な探索・導入を行い、ファースト・イン・クラス創薬に向けた活動を展開します。

コスト競争力の向上では、ジェネリック医薬品事業における新たな営業体制を構築するとともに、追補収載品の自社開発の強化に努めました。またキョーリン製薬グループ工場(株)は、新医薬品・ジェネリック医薬品の安定供給と低コストの実現に取り組むなか、医薬品の生産数量の増加に伴い、当社グループ全体として製品供給能力の強化が必要となったことから、高岡工場の建設を決定しました。今後は、2024年4月（予定）の稼働に向け高岡工場の建設を強力に推し進めるとともに、安定供給と低コスト生産を実現する製造体制の構築を目指します。

昨今、ジェネリック医薬品について品質や安定供給をめぐる問題が相次ぐなか、当社グループでは全ての子会社が一丸となって、GMPなどの法令遵守の徹底を図るとともに、品質管理体制のより一層の強化に努めました。今後とも、医療用医薬品に関わる製造・品質管理につきましては、信頼性の確保に最大限注力し、高品質で安心・安全な製品の提供を推進します。

売上高については、新型コロナウイルス感染症の拡大による受診抑制、MR活動の自粛等の影響はあったものの、主力製品「ラスビック」「デザレックス」等の伸長、長期収載品の売上増加、ジェネリック医薬品の続伸により、当該年度の当初予想を達成することができました。しかしながら、当中期経営計画における経営指標「売上高」年平均成長率+5%については未達となっており、今後は、2023年3月期の数値目標達成に向けて積極的に取り組みます。

[杏林製薬株式会社の吸収合併及び商号の変更]

当社グループを取り巻く事業環境としましては、新薬創製の難易度が高まり膨大な研究開発投資が必要となるだけでなく、幅広い製品を対象とした薬価改定が毎年実施され、当社グループの経営に多大な影響を与えることが予想されます。

このような急激な環境変化と当社の置かれた状況に鑑み、事業推進機能及び経営効率の向上を図ることを目的として、当社グループが創業100周年を迎える2023年度にグループ体制の刷新を行うことにしました。当社は、2023年4月1日付で当社グループの主たる事業子会社である杏林製薬(株)を当社に吸収合併するグループ内再編により純粋持株会社体制から事業持株会社体制に移行するとともに、同日付で当社の商号を「杏林製薬株式会社」に変更します。当社グループは、新たに杏林製薬(株)を中心とする事業持株会社体制に刷新することで、新薬事業をグループ経営の中核に据えて強力に推進するとともに、ジェネリック医薬品事業、感染関連事業、医薬品製造受託事業を複合的に展開し、次の100年に向けてさらなる飛躍を目指します。

[新型コロナウイルス感染症による影響]

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症による事業環境の変化に対応すべく、在宅勤務・時差出勤の実施、営業活動の自粛等の対策を講じました。また出社が必要な生産部門等の業務では、従業員の健康に配慮した対策を取りつつ業務を継続し、製品の安定供給に努めました。今後とも、従業員の安心・健康に留意しつつ事業を行います。

当社グループの事業活動は、新型コロナウイルス感染症拡大による受診抑制等の影響により、杏林製薬(株)の重点領域とする医療用医薬品市場（呼吸器科、耳鼻科等）がマイナス成長で推移したものの、各医療機関の意向に沿ってMRによる訪問面談の自粛等を行う一方、デジタルチャネルの活用等、効率的な製品普及の促進に努めたことにより新薬群が伸長し、主要な長期収載品の売り上げが増加したため、連結売上高予想を達成しました。研究開発活動においては、一部の創薬プロジェクトに影響を及ぼしたものの、開発スケジュールに大きな遅延はありませんでした。生産及び原材料等の調達では、安定供給するため原材料、資材の調達管理を強化し、影響が出るには至っておりません。

なお業績予想について、新型コロナウイルス感染症の影響は一定程度、織り込んでおりますが、不透明な事業環境のなか、各部門での動向・影響を注視するとともに業績予想の修正が必要になった際には速やかに公表します。

[ロシア・ウクライナ情勢による影響等]

当社グループは、中核事業である医療用医薬品事業を主に日本で展開しており、ロシア・ウクライナ情勢による業績への影響は軽微と見込んでおります。しかしながら、医療用医薬品の原材料を輸入している当社グループにとって、ロシア・ウクライナ情勢の継続は、原油高・エネルギー価格の上昇及び輸送費（航空貨物・船舶貨物等）の高騰による原材料費のコスト上昇、サプライチェーンの混乱による供給の遅延等、事業に影響を及ぼす可能性があります。引き続きグローバルな政治的、経済的な先行きにつきましては注視していきます。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 企業集団の設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資額は36億24百万円であり、その主なものは工場などの製造設備への投資であります。

(4) 企業集団の資金調達状況

当連結会計年度において、新株式発行、社債発行及び重要な借入れ等の資金調達は行っておりません。

(5) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第61期 | 第62期 | 第63期 | 第64期 |
|--------------------------|----------|----------|----------|-----------------------|
| | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | (当連結会計年度) 2022年3月期 |
| 売上高(百万円) | 113,620 | 109,983 | 102,904 | 105,534 |
| 経常利益(百万円) | 9,438 | 8,175 | 6,447 | 5,569 |
| 親会社株主に帰属する 当期純利益(百万円) | 6,869 | 6,149 | 6,130 | 3,932 |
| 1株当たり当期純利益 | 104円68銭 | 107円35銭 | 106円99銭 | 68円62銭 |
| 総資産(百万円) | 173,034 | 171,160 | 167,126 | 171,924 |
| 純資産(百万円) | 123,395 | 122,710 | 124,661 | 124,507 |

- (注) 1. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第61期 | 第62期 | 第63期 | 第64期 |
|------------|----------|----------|----------|---------------------|
| | 2019年3月期 | 2020年3月期 | 2021年3月期 | (当事業年度) 2022年3月期 |
| 営業収益(百万円) | 8,043 | 7,244 | 7,189 | 6,575 |
| 経常利益(百万円) | 5,115 | 4,482 | 4,585 | 3,960 |
| 当期純利益(百万円) | 5,076 | 4,476 | 4,516 | 3,919 |
| 1株当たり当期純利益 | 76円48銭 | 77円11銭 | 77円80銭 | 67円51銭 |
| 総資産(百万円) | 104,727 | 95,126 | 95,391 | 95,619 |
| 純資産(百万円) | 64,525 | 64,642 | 64,812 | 64,952 |

- (注) 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な子会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|--------------------------|----------|------------------------|---------------------------|
| 杏林製薬株式会社 | 4,317百万円 | 100.0% | 医薬品の製造販売 |
| キョーリンリメディオ株式会社 | 1,200百万円 | 100.0% | 医薬品の製造販売 |
| キョーリン製薬グループ工場株式会社 | 350百万円 | 100.0% | 医薬品の製造及び試験 |
| Kyorin Europe GmbH | 5万ユーロ | 100.0% (間接所有100.0%) | 他社技術の評価及び提携ライセンスの調査・分析・交渉 |
| ActivX Biosciences, Inc. | 1米ドル | 100.0% (間接所有100.0%) | 医薬品の候補化合物の探索研究と化合物の評価 |

② 特定完全子会社の状況

当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

| | |
|---------------------------------|--------------------|
| 特定完全子会社の名称 | 杏林製薬株式会社 |
| 特定完全子会社の住所 | 東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地 |
| 当社及び当社の完全子会社における特定完全子会社の株式の帳簿価額 | 69,109百万円 |
| 当社の総資産額 | 95,619百万円 |

④ 重要な関連会社の状況

| 会社名 | 資本金 | 議決権比率 | 主要な事業内容 |
|-------------|--------|----------------------|----------|
| 日本理化学薬品株式会社 | 411百万円 | 29.9% (間接所有29.9%) | 医薬品の製造販売 |

(7) 主要な事業内容

当社（キョーリン製薬ホールディングス㈱）は、グループ統轄会社としてグループ全体の経営戦略機能を担い、経営資源の効率的な配分や運用を行うことでキョーリン製薬グループ全体の総合力を発揮することに努めております。

当社グループは、当社、子会社5社及び関連会社1社により構成されており、主な事業内容は次のとおりであります。

・医薬品事業

杏林製薬㈱は医薬品の製造、販売と仕入を行っております。医薬品原材料の一部については関連会社である日本理化学薬品㈱より仕入を行っております。

キョーリンリメディオ㈱は、医薬品の製造、販売と仕入を行っております。

キョーリン製薬グループ工場㈱は、医薬品の製造及び試験を行っております。

Kyorin Europe GmbHは、欧州地域において他社技術の評価及び提携ライセンスの調査・分析・交渉及び創薬シーズの探索等の情報収集を行っております。

ActivX Biosciences, Inc.は、米国において医薬品の候補化合物の探索研究と化合物の評価を行っております。

(8) 主要な営業所及び工場（2022年3月31日現在）

| 名 称 | | 所 在 地 |
|---|-------------|--|
| 当 社 | 本 社 | 東京都千代田区 |
| 杏 林 製 薬 株 式 会 社 | 本 社 | 東京都千代田区 |
| | 支 店 | 北海道（北海道）、東北（宮城県）、関越（埼玉県）、東京（東京都）、首都圏（神奈川県）、東海北陸（愛知県）、関西（大阪府）、中国四国（広島県）、九州（福岡県） |
| | 研 究 所 | わたらせ創薬センター（栃木県） |
| | 配 送 セ ン タ ー | 東日本（埼玉県） |
| キ ョ ー リ ン リ メ デ ィ オ 株 式 会 社 | 本 社 | 石川県金沢市 |
| | 研 究 所 | 富山県高岡市 |
| キ ョ ー リ ン 製 薬 グ ル ー プ 工 場 株 式 会 社 | 本 社 | 東京都千代田区 |
| | 工 場 | 秋田県能代市、滋賀県甲賀市、富山県南砺市 |
| K y o r i n E u r o p e G m b H | 本 社 | ドイツ フランクフルト |
| A c t i v X B i o s c i e n c e s , I n c . | 本 社 | 米国 カリフォルニア州 |
| 日 本 理 化 学 薬 品 株 式 会 社 | 本 社 | 東京都中央区 |

※当社の子会社である杏林製薬(株)は、2021年11月に発生した株式会社日立物流西日本 舞洲営業所の火災の影響により閉鎖していた西日本配送センターを、2022年6月9日をもって、同社久御山営業所内（京都府）に開設することになりました。

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

| 区 分 | 従 業 員 数 | 前連結会計年度末比増減 |
|-------|---------|-------------|
| 医薬品事業 | 2,222名 | 21名減 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 当社グループは、医薬品事業のみの単一セグメントであるため、グループ全体での従業員数を記載しております。

② 当社の従業員の状況

| 従 業 員 数 | 前 期 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-------------|---------|-------------|
| 115名 | 1名増 | 47.0歳 | 20.1年 |

(注) 1. 従業員数は就業人員であります。

2. 平均勤続年数は、出向元である杏林製薬(株)等における勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先の状況

| 借 入 先 | 借 入 額 |
|-------------|-----------|
| 株式会社みずほ銀行 | 20,099百万円 |
| 株式会社北國銀行 | 468 |
| 株式会社北陸銀行 | 468 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 100 |

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2022年5月11日開催の取締役会において決議し、当社を存続会社とし、杏林製薬(株)を消滅会社とする吸収合併契約を締結しました。当該吸収合併の効力発生は2023年4月1日を予定しております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 297,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 58,146,340株 (自己株式 6,461,596株を除く)
 (3) 株 主 数 14,052名
 (4) 大 株 主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|-----------------------------|---------|---------|
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 6,402千株 | 11.01% |
| 株 式 会 社 マ イ カ ム | 4,843 | 8.32 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 2,610 | 4.48 |
| キ ョ ー リ ン 製 薬 グ ル ー プ 持 株 会 | 2,133 | 3.66 |
| 株 式 会 社 バ ン リ ー ナ | 1,950 | 3.35 |
| 株 式 会 社 ア ー チ ャ ン ズ | 1,950 | 3.35 |
| 荻 原 豊 | 1,873 | 3.22 |
| 荻 原 万 里 子 | 1,760 | 3.02 |
| 科 研 製 薬 株 式 会 社 | 1,602 | 2.75 |
| 荻 原 明 | 1,594 | 2.74 |

- (注) 1. 持株比率は、自己株式6,461,596株を除いて計算しております。
 2. 自己株式には、「株式給付信託 (BBT)」導入に伴い、(株)日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する92,328株は含まれておりません。
 3. 自己株式には、当社子会社杏林製薬(株)における「株式給付信託 (J-ESOP)」導入に伴い、(株)日本カストディ銀行 (信託E口) が所有する745,180株は含まれておりません。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
 該当ありません。
- (6) その他株式に関する重要な事項
 該当ありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当ありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

| 氏名 | 地位及び担当 | 重要な兼職の状況 |
|--------|---------------------------------|---|
| 穂川 稔 | 代表取締役会長 | 杏林製薬(株)代表取締役会長 |
| 荻原 豊 | 代表取締役社長 グループ監査室担当 | 杏林製薬(株)取締役 |
| 荻原 茂 | 専務取締役 | 杏林製薬(株)代表取締役社長 |
| 大野田 道郎 | 取信頼性締保証担当 | キョーリン製薬グループ工場(株) 代表取締役社長 杏林製薬(株)取締役 |
| 萩原 幸一郎 | 取締役 グループ知的財産統轄部・研究開発担当 | 杏林製薬(株)取締役 |
| 杉林 正英 | 取締役 グループ法務統轄部・医薬営業・ヘルスケア事業担当 | 杏林製薬(株)取締役 |
| 鹿内 徳行 | 取締役 | 弁護士 京橋法律事務所 |
| 重松 健 | 取締役 | — |
| 渡邊 弘美 | 取締役 | 医師 社会福祉法人 高齢者保健医療総合センター 浴風会病院 下高井戸駅前クリニック みみはなのどプラス 副院長 |
| 松本 臣春 | 常勤監査役 | 杏林製薬(株)監査役 |
| 玉置 修吾 | 常勤監査役 | 杏林製薬(株)監査役 |
| 小幡 雅二 | 監査役 | 弁護士 小幡雅二法律事務所 所長 |
| 山口 隆央 | 監査役 | 公認会計士 山口公認会計士事務所 所長 東京建物(株)社外監査役 ライオン(株)社外監査役 |
| 亀井 温裕 | 監査役 | 日清食品ホールディングス(株)社外監査役 |

- (注) 1. 取締役鹿内徳行、重松健、渡邊弘美の各氏は、社外取締役であります。
2. 監査役小幡雅二、山口隆央、亀井温裕の各氏は、社外監査役であります。
3. 取締役鹿内徳行、重松健、渡邊弘美の各氏及び監査役小幡雅二、山口隆央、亀井温裕の各氏は、(株)東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
4. 会社役員の異動状況は、次のとおりであります。
(2021年6月18日付)
- ・取締役阿久津賢二、笹原富弥の両氏は、当社の取締役を退任いたしました。
 - ・監査役山口隆央氏はサトーホールディングス(株)の監査役を退任いたしました。

(2021年10月4日付)

- ・取締役渡邊弘美氏は下高井戸駅前クリニック みみはなのどプラスの副院長に就任いたしました。
- 5. 監査役山口隆央氏は、公認会計士、税理士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- 6. 社外役員の兼職先と当社との関係
 - ・京橋法律事務所、小幡雅二法律事務所及び山口公認会計士事務所と当社との間には、記載すべき取引関係その他の関係はありません。
 - ・社会福祉法人高齢者保健医療総合センター浴風会病院、下高井戸駅前クリニック みみはなのどプラス、東京建物(株)、ライオン(株)及び日清食品ホールディングス(株)と当社との間には、購入、販売等の取引関係はありません。

なお、執行役員は以下のとおりであります。

上席執行役員 伊藤 洋 (グループ経理財務統轄部長)

執行役員 橋爪 浩 (キョーリンリメディオ(株)代表取締役社長)

執行役員 下川泰幸 (グループ総務人事統轄部長)

執行役員 柳島盛雄 (グループ製品戦略統轄部長)

(2)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、保険会社との間で役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により補填することとしております。ただし、私的な利益または便宜の供与を違法に得たことに起因して生じた損害は補填されない等の免責事由があります。

なお、当該契約の保険料は当社及び各子会社が全額負担しています。

(3)取締役及び監査役との補償契約の内容の概要

該当ありません。

(4)取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社グループの持続的かつ安定的な成長による企業価値向上に寄与する報酬とすることを基本方針とし、具体的には金銭を給付する「基本報酬」と当社株式等を給付する「株式報酬」の2つの報酬で構成しております。

「基本報酬」は、経済・社会の情勢及び世間水準を背景に役位ごとに適切な給付水準を定めるとともに、会社の状況とそれに対する各役員の成果責任を反映させる報酬体系としております。また、「株式報酬」は、株式給付信託の仕組みを採用しており、中期経営計画の期間を対象に、毎年、会社及び各役員の業績に連動する株式給付ポイントを付与し、当

該期間終了後（給付対象となる役員が退任した場合には、当該役員の退任時）に累積ポイントに応じて当社の普通株式等（一定の要件を満たす場合には、一定割合について時価で換算した金額相当の金銭）を給付することとしております。中長期の業績の安定及び向上を重視する観点から、「株式報酬」の割合が過度にならないよう、最大でも10%となるように設定しております。

社外取締役については、経営の監督機能を十分に機能させるため、報酬は毎年の業績と連動しない「基本報酬」のみとし、「株式報酬」は対象外としております。

「基本報酬」及び「株式報酬」の額については、株主総会で決議された報酬等の限度内において、それぞれの決定方針に従って算定され、独立社外取締役が過半数を占める任意の「報酬・指名に関する委員会」にて恣意的な判断の介在の有無や参考とする統計データ等を検証することにより、その決定プロセスの客観性・透明性が確認された後、取締役会から委任を受けた代表取締役社長が決定しております。取締役会は、任意の「報酬・指名に関する委員会」による当該モニタリングをもって、取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると判断しています。

上記の取締役の報酬等の決定方針につきましては、2016年5月12日開催の取締役会にて決議しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の役員の報酬等に関する株主総会の決議については、2006年6月22日開催の定時株主総会において取締役及び監査役の報酬等の上限額が決議されております。内容は、取締役の年額を500百万円以内・監査役の年額を60百万円以内（ただし、連結子会社からの報酬や使用人部分の給与等を除く）とするもので、当該定時株主総会終結時点の員数は取締役11名・監査役5名となっております。

また、2016年6月24日開催の定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く）を対象とする業績連動型株式報酬制度の導入が決議されております。1事業年度当たりの上限は、当社の取締役分として13,000ポイント、当社子会社の取締役分として12,000ポイント、合算して25,000ポイント（1ポイント：当社普通株式1株換算）であり、4事業年度に対応する必要資金として総額250百万円を上限として金銭を拠出して信託を設定するもので、当該定時株主総会終結時点の員数は取締役（社外取締役を除く）8名となっております。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

当社においては、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役が最も適しているため、取締役会の決議により代表取締役社長 荻原豊（グループ監査室担当）に各取締役の報酬額（株式給付ポイントを含む）の決定を委任しております。上記報酬制度及び決定方針に従って算定され、独立社外取締役が過半数を占める任意の「報酬・指名に関する委員会」においてモニタリングを受けた報酬案に基づき、委任を受けた代表取締役社長が、取締役の個人別の報酬額の具体的内容を最終決定しております。

④当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の総額等

| 区分 | 対象となる 役員の人数（名） | 報酬等の種類別の総額（単位：百万円） | | 計 |
|-----------|-------------------|--------------------|------|------|
| | | 基本報酬 | 株式報酬 | |
| 取締役 | 10 | 213 | - | 213 |
| （うち社外取締役） | （3） | （31） | - | （31） |
| 監査役 | 5 | 52 | - | 52 |
| （うち社外監査役） | （3） | （19） | - | （19） |

- （注）
1. 取締役の従業員分給与はありません。
 2. 上記の員数には、無報酬の取締役1名を含んでおりません。
 3. 上記株式報酬は、業績に連動する報酬です。当社グループの業績との連動性を明確にし、中長期的な業績の成長と企業価値の向上に貢献する意識を高めることを目的に選定した成長性や収益性の指標として当該年度の売上高（連結）や当期純利益（連結）の目標達成度を定量的な指標とし、また、各役員の業績を定性的な指標として加味し、株式給付ポイントを算定しております。定量的指標である連結業績は前期決算発表時に公表する連結業績予想数値を目標とし、定性的指標については中長期的な視点を踏まえ、中期経営計画に連動して毎年立案する実行プログラムを目標としております。
 4. 当期の株式報酬に関する定量的指標の実績は下記のとおりです。

| | | |
|------------------|------------|---------------|
| 2021年3月期 売上高（連結） | 102,904百万円 | （目標達成度 89.0%） |
| 当期純利益（連結） | 6,130百万円 | （目標達成度 80.6%） |

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

当事業年度における主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要

| 社外取締役氏名 | 主な活動状況と期待される役割に関して行った職務の概要 |
|---------|---|
| 鹿内 德行 | 当期開催の取締役会12回の全てに出席し、弁護士としての高度な専門性と豊富な経験を活かし、主に法的な観点から会社経営に関する提言や助言を適宜行い、当社及びグループ会社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。 |
| 重松 健 | 当期開催の取締役会12回の全てに出席し、会社経営についての豊富な経験と幅広い見識を活かし、社会環境の変化に対応した経営に関する提言や助言を適宜行い、当社及びグループ会社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。 |
| 渡邊 弘美 | 当期開催の取締役会12回の全てに出席し、医師としての医療現場における幅広い見識を活かすとともに、多様性の一つである女性の活躍推進の観点から提言や助言を適宜行い、当社及びグループ会社の経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に十分な役割を果たしております。 |

② 社外監査役

当事業年度における主な活動状況

| 社外監査役氏名 | 主な活動状況 |
|---------|---|
| 小幡 雅二 | 当期開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。 |
| 山口 隆央 | 当期開催の取締役会12回、監査役会12回の全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士、税理士として財務及び会計に関する専門的見地から発言を行っております。 |
| 亀井 温裕 | 当期開催の取締役会12回のうち10回、監査役会12回のうち10回に出席し、適宜取締役会の意思決定の適正を確保するための発言を行っております。また、監査役会では、経験と見識に基づき、適宜発言を行っております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区 分 | 監査業務に 基づく報酬 | 非監査業務に 基づく報酬 |
|---|----------------|-----------------|
| 当社の当期に係る報酬等の額 | 24百万円 | - |
| 子会社の当期に係る報酬等の額 | 31百万円 | - |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額 | 55百万円 | - |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記「監査業務に基づく報酬」にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、前期の監査実績の評価及び分析、会計監査の職務遂行状況並びに報酬見積りの算出根拠の相当性について必要な検証を行ったうえ、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
3. 非監査業務とは、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務のことを指します。
4. 上記のほか、当社及び当社の子会社であるKyorin Europe GmbHは、当社の会計監査人と同一のネットワークに属するEY税理士法人、Ernst & Young GmbHに対して税務及び関係業務の報酬として総額5百万円を支払っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役が、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に執行することが困難であると認められる場合、その他必要と判断される場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

(4) 会計監査人との補償契約の内容の概要

該当ありません。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

中期経営計画「H O P E 100－ステージ3－（2020年度～2023年度）」では、健全な財務基盤を維持しつつ、成長投資と株主還元を通じて資本効率の向上を図ることを基本方針としております。株主還元につきましては、DOE（株主資本配当率）を勘案して、安定した配当を実施することとし、当事業年度の配当金については、2022年3月31日現在の株主の皆様に対して、1株につき配当金32円00銭（前期45円00銭）をお支払いさせていただく予定です。この結果、中間配当20円00銭（前期30円00銭）を含めた年間配当は、1株52円00銭となります。

次年度（2023年3月期）の配当につきましては、株主還元のベースとしているDOE（株主資本配当率）の水準を維持し、1株につき年間52円（中間配当20円）を予定しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------|---------|-----------------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 116,376 | 流 動 負 債 | 32,182 |
| 現金及び預金 | 26,994 | 支払手形及び買掛金 | 10,896 |
| 受取手形 | 1,521 | 短期借入金 | 10,300 |
| 売掛金 | 40,154 | リース債務 | 147 |
| 有価証券 | 500 | 未払法人税等 | 530 |
| 商品及び製品 | 19,038 | 賞与引当金 | 2,295 |
| 仕掛品 | 7,742 | その他 | 8,011 |
| 原材料及び貯蔵品 | 15,437 | 固 定 負 債 | 15,234 |
| その他 | 5,029 | 長期借入金 | 10,836 |
| 貸倒引当金 | △39 | リース債務 | 341 |
| 固 定 資 産 | 55,547 | 繰延税金負債 | 175 |
| 有形固定資産 | 24,334 | 株式給付引当金 | 343 |
| 建物及び構築物 | 13,127 | 退職給付に係る負債 | 2,885 |
| 機械装置及び運搬具 | 5,046 | その他 | 652 |
| 土地 | 2,872 | 負 債 合 計 | 47,416 |
| リース資産 | 285 | 純 資 産 の 部 | |
| 建設仮勘定 | 1,326 | 株 主 資 本 | 120,491 |
| その他 | 1,674 | 資 本 金 | 700 |
| 無形固定資産 | 3,289 | 資本剰余金 | 4,752 |
| ソフトウェア | 413 | 利益剰余金 | 132,710 |
| その他 | 2,875 | 自己株式 | △17,671 |
| 投資その他の資産 | 27,923 | その他の包括利益累計額 | 4,016 |
| 投資有価証券 | 25,703 | その他有価証券評価差額金 | 6,268 |
| 長期貸付金 | 0 | 為替換算調整勘定 | 110 |
| 繰延税金資産 | 783 | 退職給付に係る調整累計額 | △2,362 |
| その他 | 1,474 | 純 資 産 合 計 | 124,507 |
| 貸倒引当金 | △38 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 171,924 |
| 資 産 合 計 | 171,924 | | |

連結損益計算書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 | 額 |
|-----------------|-----|---------|
| 売上高 | | 105,534 |
| 売上原価 | | 56,093 |
| 売上総利益 | | 49,441 |
| 販売費及び一般管理費 | | 44,433 |
| 営業利益 | | 5,007 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息及び配当金 | 411 | |
| その他の営業外収益 | 266 | 677 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 66 | |
| その他の営業外費用 | 49 | 115 |
| 経常利益 | | 5,569 |
| 特別利益 | | |
| 固定資産売却益 | 0 | 0 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除売却損 | 32 | |
| 投資有価証券評価損 | 320 | 352 |
| 税金等調整前当期純利益 | | 5,216 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 1,630 |
| 法人税等調整額 | | △346 |
| 当期純利益 | | 3,932 |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | | 3,932 |

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 資 産 の 部 | | 負 債 の 部 | |
|-----------------|--------|-----------------|---------|
| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
| 流 動 資 産 | 11,920 | 流 動 負 債 | 30,526 |
| 現 金 及 び 預 金 | 3,820 | 短 期 借 入 金 | 29,800 |
| 前 払 費 用 | 88 | リ ー ス 債 務 | 87 |
| 短 期 貸 付 金 | 7,000 | 未 払 金 | 308 |
| そ の 他 | 1,010 | 未 払 費 用 | 61 |
| | | 未 払 法 人 税 等 | 107 |
| 固 定 資 産 | 83,699 | 預 り 金 | 8 |
| 有 形 固 定 資 産 | 438 | 賞 与 引 当 金 | 127 |
| 建 物 | 184 | そ の 他 | 26 |
| 工 具 器 具 及 び 備 品 | 46 | 固 定 負 債 | 140 |
| リ ー ス 資 産 | 207 | リ ー ス 債 務 | 136 |
| 無 形 固 定 資 産 | 512 | 長 期 未 払 金 | 4 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 292 | | |
| そ の 他 | 219 | 負 債 合 計 | 30,666 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 82,748 | | |
| 関 係 会 社 株 式 | 82,027 | 純 資 産 の 部 | |
| 繰 延 税 金 資 産 | 79 | 株 主 資 本 | 64,952 |
| そ の 他 | 641 | 資 本 金 | 700 |
| | | 資 本 剰 余 金 | 53,084 |
| | | 資 本 準 備 金 | 39,185 |
| | | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 13,899 |
| | | 利 益 剰 余 金 | 27,206 |
| | | 利 益 準 備 金 | 3 |
| | | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 27,203 |
| | | 繰 越 利 益 剰 余 金 | 27,203 |
| | | 自 己 株 式 | △16,038 |
| | | 純 資 産 合 計 | 64,952 |
| 資 産 合 計 | 95,619 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 95,619 |

損 益 計 算 書

(自 2021年4月1日
至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

| 科 目 | 金 額 |
|-----------------------|-------|
| 営 業 収 益 | 6,575 |
| 営 業 費 用 | 2,528 |
| 営 業 利 益 | 4,046 |
| 営 業 外 収 益 | 83 |
| 営 業 外 費 用 | 170 |
| 経 常 利 益 | 3,960 |
| 特 別 損 失 | |
| 固 定 資 産 除 却 損 | 0 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益 | 3,959 |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 45 |
| 法 人 税 等 調 整 額 | △5 |
| 当 期 純 利 益 | 3,919 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

キョーリン製薬ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香山 良指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、キョーリン製薬ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、キョーリン製薬ホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

キョーリン製薬ホールディングス株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 香山 良指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 春日 淳志

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、キョーリン製薬ホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第64期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査室、その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行なわれることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月19日

キョーリン製薬ホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役 松本 臣 春 ⑩

常勤監査役 玉置 修 吾 ⑩

社外監査役 小幡 雅 二 ⑩

社外監査役 山口 隆 央 ⑩

社外監査役 亀井 温 裕 ⑩

以 上